

災害時における被災者等の支援活動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）及び岡山県石油商業組合（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時の支援活動に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は大規模な事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する救援の円滑化を図るため、相互に協力して行う支援活動の実施等に必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

- (1) 交通が途絶したため帰宅することが困難な被災者のうち、やむを得ず徒步で帰宅する者（以下「帰宅困難者」という。）等に対してラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (2) 災害の応急・復旧対策、被災者等への支援等のため、他の地方公共団体等から派遣された者が使用する車両又は緊急物資輸送等に使用される車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所等の情報を提供すること。
- (3) 避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に、甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。

- (1) 甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとする。
- (2) 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲が当該引渡場所に職員を派遣し、数量等を確認の上、引き取るものとする。

3 乙は、組合員に対し、次の事項について協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における119番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 応急手当その他の協力が可能な事項の実施

（甲の支援要請）

第3条 甲は、乙の支援を必要と認めるときは、乙に対し、文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に支援を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条第1項第2号及び第3号に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙とで協議の上、決定するものとする。

3 前2項に定めのないものについては、乙の負担とする。

(普通救命講習修了者の配置等)

第6条 乙は、組合員に対し、第2条第3項第4号に規定する応急手当を実施できる能力を持つ者の養成及び給油取扱所への普通救命講習修了者の配置に努めるよう指導するものとする。

(防災情報の発信)

第7条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において地震、洪水等の被害想定、避難場所等の防災に関する情報（災害時は、主として避難に関する情報）の発信に努めるよう指導するものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報の発信に関して必要な協力をを行うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成18年11月13日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

石井正弘

乙 岡山市上中野一丁目19番48号

岡山県石油商業組合

理事長

木村容治